

福岡県児童福祉法施行細則（昭和 28 年福岡県規則第 59 号）新旧対照表

改 正 案	現 行
様式第 3 4 号 (第29条の2関係) (表) No. 写 真 証 明 書 所 属 所在地 職氏名 年 月 日生 上記の者は、児童福祉法第29条の規定による児童委員(児童の福祉に関する事務に従事する職員)であることを証明します。 年 月 日 福岡県知事 (裏) 注 意 - この証明書は、児童福祉法第28条の措置を採る際の立入調査員であることの証である。 - この証票は、児童福祉法第28条の措置を採る場合には、必ず携帯しなければならない。 - 立入調査をする相手方から要求があった場合には、この証票を提示しなければならない。	様式第 3 4 号 (第29条の2関係) (表) No. 写 真 証 明 書 所 属 職氏名 年 月 日生 上記の者は、児童福祉法第29条の規定による児童委員(児童の福祉に関する事務に従事する職員)であることを証明します。 年 月 日 福岡県知事 (裏) 注 意 - この証明書は、児童福祉法第28条の措置を採る際の立入調査員であることの証である。 - この証票は、児童福祉法第28条の措置を採る場合には、必ず携帯しなければならない。 - 立入調査をする相手方から要求があった場合には、この証票を提示しなければならない。

改 正 案

様式第 3 7 号 (第38条関係)

様

第 号
年 月 日

児童相談所長 印

児童一時保護通知書

下記の児童を児童福祉法第 3 3 条の規定により一時保護しましたので通知します。

記

児童氏名				性別		年 月 日生	歳
住 所							
一 時 保 護	場 所	名 称					
		所在地					
	一時保護の 年 月 日		年 月 日				
	保 護 の 理 由						
児童福祉法 施行規則の 該当号							
備 考	1 この決定に不服があり、決定の取消し又は変更を求める場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 手続窓口：福岡県庁 課 係 電話番号：						
	2 児童相談所長が一時保護を行うときは、次に掲げる場合を除き、一時保護を開始した日から起算して7日以内に、この者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に一時保護状を請求しなければならないこととされています。この場合において、一時保護を開始する前にあらかじめ一時保護状を請求することを妨げないこととされています。 一 当該一時保護を行うことについて当該児童の親権を行う者又は未成年後見人(以下「親権者等」といいます。)の同意がある場合 二 当該児童に親権者等がない場合 三 当該一時保護をその開始した日から起算して7日以内に解除した場合						
	3 一時保護を開始した日から2か月を超えて引き続き一時保護を行うことが親権者等の意に反する場合においては、引き続き一時保護を行おうとすると、及び引き続き一時保護を行った後2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするとともに、児童相談所長は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされています。ただし、児童福祉法第28条第1項の承認の申立て又は同法第33条の7の規定に基づく親権喪失若しくは親権停止の審判請求若しくは同法第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がなされている場合は、この限りではありません。						
	4 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権者等のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等はこの措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています。						

現 行

様式第 3 7 号 (第38条関係)

第 号
年 月 日

保護者 殿

児童相談所長 印

児童一時保護(一時保護委託)通知書

あなたが保護者となっている下記の児童を児童福祉法第33条の規定により一時保護(一時保護委託)をしましたので通知します。

記

児 童 氏 名			男・女	年 月 日生	歳
住 所					
一 時 保 護	場 所	名 称			
		所在地			
	保 護 の 理 由	年 月 日	年 月 日		
備 考	この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この決定の取消しの訴えを提起することもできます。 なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。				